衆議院法務委員会ニュース

【第208回国会】令和4年3月2日(水)、第3回の委員会が開かれました。

- 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件
 - ・政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者)米山隆一君(立民)、階猛君(立民)、阿部弘樹君(維新)、鈴木義弘君(国民)、本村伸子君 (共産)

(質疑者及び主な質疑事項)

米山隆一君 (立民)

- (1) ロシアによるウクライナ侵略に伴う避難民の受入れ
 - ア ビザの発給や難民認定の条件を明示することについての出入国在留管理庁の見解
 - イ ロシアによるウクライナ侵略に伴う避難民のビザの発給や難民認定の条件を明示することについての出入国在留管理庁への確認
- (2) 昨年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 当該女性の収容中の様子を映したビデオ映像を遺族及び関係者に全面公開することについての出 入国在留管理庁の見解
 - イ 事案についてより多くの専門家が検証できるよう当該ビデオ映像を公開する必要性についての出 入国在留管理庁の見解
 - ウ 日本が自らの誤りを見つけ出す誇りある国家であることを示すため自主的にビデオ映像の全面開 示を行う必要性についての出入国在留管理庁の見解
 - エ 当該女性に係る解剖鑑定書を入手せずに、死因不明とした調査報告書を作成した理由
 - オ 当該解剖鑑定書を入手できないとする法的根拠
 - カ 当該解剖鑑定書の内容を明らかにすることは刑事訴訟法第47条に定める「公益上の必要その他の 事由」がないと考えているか否かについての法務省の見解
 - キ 当該解剖鑑定書を公開することによって生じる捜査上の影響や支障の有無
 - ク 当該解剖鑑定書を入手できないのは捜査当局が捜査上の理由により提供を断ったことが理由であると理解してよいかの確認
 - ケ より多くの専門家が検証できるよう当該解剖鑑定書を公開する必要性についての法務省の見解
 - コ 名古屋出入国在留管理局の職員及び看護師が診療の要否のスクリーニングを行うことは医師以外 の者が医業を行うことを禁止する医師法第 17 条に違反するとの指摘に対する出入国在留管理庁の 見解
 - サ 名古屋出入国在留管理局の幹部職員が診療の要否のスクリーニングを行うことは医師以外の者が 医業を行うことを禁止する医師法第17条に違反するとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
 - シ 名古屋出入国在留管理局の職員がバイタルサインをチェックして診療の要否のスクリーニングを 行うことは医行為であるため、医師法第17条の解釈についての平成17年7月26日付けの厚生労働 省医政局長通知に抵触するとの指摘に対する厚生労働省の見解
 - ス 一般論としてバイタルサインに基づいて医師・看護師でない者が医師の診療の要否を判断することは医師法第17条に反するか否かについての厚生労働省の見解
 - セ スの答弁によれば、介護施設等において介護職員が採取したバイタルサインに基づいて医師の診療の要否を判断してもよいと解せるとの考えに対する厚生労働省の見解
 - ソ 尿検査でケトン体 3 + という飢餓状態を示す値が出ていたのにもかかわらず、追加の内科診療が 行われなかったのは、医療体制のひっ追が理由であり、医療行為自体に問題があったわけではない というのが法務省の理解であるか否かの確認
 - タ 医療体制がひつ迫しているか否かを判断する基準

- チ 全体の医療体制はひっ迫していたが個々の診療はひっ迫していなかったというのが法務省の理解であるか否かの確認
- ツ 当該女性の死亡時の医療のひっ迫は認められないというのが法務省の認識であることの確認
- テ 当該女性を診察した医師の現在の勤務状況

階猛君(立民)

昨年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

- ア 令和3年3月4日午後1時35分頃から40分頃までの間の当該女性と看護師とのやり取りについて の調査報告書の記載がビデオ映像の内容からかけ離れたものとなった理由
- イ 3月3日の看護師との面談についてのビデオ映像を法務委員に開示することの可否
- ウ 2月24日午前4時台に当該女性が体調不良を訴えた場面について、調査報告書に詳しい記述がなされなかった理由
- エ 上記ウ以外にも記載すべき場面があったにもかかわらず調査報告書には十分記載されなかった可能 性の有無についての出入国在留管理庁の見解
- オ ビデオ映像を不開示とする根拠となった情報公開法第5条の不開示事由
- カ ビデオ映像を公開する必要性
- キ 遺族が同意している故人の情報公開について出入国在留管理庁が故人のプライバシーを理由に認め ないことの不適切性
- ク 故人のプライバシーの問題は遺族の同意をもって解消されるものではない旨の出入国在留管理庁長 官の答弁について政府統一見解として書面で提出することの可否
- ケ 4月9日に公表された中間報告に2月15日の尿検査結果が記載されなかった理由
- コ 尿検査結果に関する資料の送付漏れが隠蔽工作によるものではないかとの考えに対する出入国在留 管理庁の見解
- サ 尿検査結果に関するもの以外の資料の送付漏れの有無
- シ 隠蔽工作の有無を調査する必要性
- ス 尿検査結果を医師に伝えたとする看護師と記憶にないとする医師との見解の相違についての出入国 在留管理庁の調査手法
- セ 名古屋出入国在留管理局の幹部職員の処分理由

阿部弘樹君 (維新)

- (1) 難民条約及び難民の地位に関する議定書
 - ア 難民条約及び難民の地位に関する議定書に基づく難民の定義
 - イ 難民の地位に関する議定書の説明の有無の確認
 - ウ 難民の地位に関する議定書の発効年
 - エ ウクライナの難民条約への加盟状況
 - オ 台湾の難民条約への加盟状況
- (2) ウクライナからの避難民の受入れ
 - ア インドシナ難民
 - a インドシナ難民の概要
 - b 我が国のインドシナ難民に対する保護措置
 - c アジア福祉教育財団の難民保護事業が国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の委託事業であることの確認
 - d 出身国がアジア以外の国である難民に対するアジア福祉教育財団の対応
 - e 出身国がアジア以外の国である難民に対するアジア福祉教育財団の柔軟な対応の可否

- イ 朝鮮戦争の際の難民の数
- ウ 現在の在ウクライナ日本国大使館の体制
- エ 在日ウクライナ人に対する在留期間の更新等の対応の可否
- オ 在日ウクライナ人の在留期間の更新が官房長官の発言に沿った形で確実に行われることの確認
- カ 避難民が海外から我が国へ大量流入する状況あるいは我が国が侵攻を受けて国内で避難民が発生 する状況を想定したシミュレーションの有無
- キ カのシミュレーションに避難民の宿泊施設の確保が含まれていることの確認
- ク 我が国で国内避難民が発生して避難のため出国する場合の法務省の対応
- ケ 難民認定申請者の出身国の難民条約への加盟状況により生じる当該申請者の処遇の差異

鈴木義弘君(国民)

- (1) 昨年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 調査報告書で改善策として示された組織改革や意識改革の取組状況
 - イ 医療記録等の保管方法や通訳人の確保についての改善策の有無
- (2) 外国において不法滞在をしている邦人数の把握状況
- (3) 入管収容施設における被収容者に対する処遇について他国との比較
- (4) 他国の入管収容施設における被収容者に対する処遇等の情報収集を行う必要性
- (5) 入国者に対して在留資格等に関するルールを周知する必要性

本村伸子君 (共産)

- (1) 昨年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 当該女性の3月3日の食事に関してビデオ映像には食べたとは言えない状況が映っていたにもか かわらず調査報告書では「食べた」と記載した根拠
 - イ 当該女性の健康状態悪化に関する昨年2月24日時点での出入国在留管理庁本庁の認識
 - ウ 当該女性の健康状態の悪化を把握した時点で出入国在留管理庁本庁において診断書等を入手する などの適切な対応をすべきだったとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
 - エ 法務委員に開示されたビデオ映像について視聴していない他の部分も更に開示する必要性
- 2 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第12号) 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)
 - ・古川法務大臣から趣旨の説明を聴取しました。